

○経済産業省令第七十二号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第八条第一号及び第五十七条の規定に基づき、冷凍保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月十二日

経済産業大臣 西村 康稔

冷凍保安規則の一部を改正する省令

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後                                                                                                                | 改正前                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（定置式製造設備に係る技術上の基準）</p> <p>第七条 製造のための施設（以下「製造施設」という。）であつて、その製造設備が定置式製造設備（認定指定設備を除く。）であるものにおける法第八条第一号の経済産業省令で</p> | <p>（定置式製造設備に係る技術上の基準）</p> <p>第七条 製造のための施設（以下「製造施設」という。）であつて、その製造設備が定置式製造設備（認定指定設備を除く。）であるものにおける法第八条第一号の経済産業省令で</p> |

定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものと  
とする。

一〇五 「略」

六 冷媒設備は、許容圧力以上の圧力で行う  
気密試験及び配管以外の部分について許容  
圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安  
全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を  
使用することが困難であると認められると  
きは、許容圧力の一・二五倍以上の圧力で  
空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試  
験）又は当該冷媒設備の製造をする者であ  
つて、試験方法、試験設備、試験員等の状  
況により試験を行うことが適切であると経  
済産業大臣が認めるものを行う耐圧試験に  
合格するものであること。

七〇十七 「略」

定める技術上の基準は、次の各号に掲げるも  
のと  
とする。

一〇五 「略」

六 冷媒設備は、許容圧力以上の圧力で行う  
気密試験及び配管以外の部分について許容  
圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安  
全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を  
使用することが困難であると認められると  
きは、許容圧力の一・二五倍以上の圧力で  
空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試  
験）又は経済産業大臣がこれらと同等以上  
のものと認めた高圧ガス保安協会（以下「  
協会」という。）が行う試験に合格するも  
のであること。

七〇十七 「略」

2 「略」

(協会等が行う完成検査の申請等)

第二十二條 前條の規定は、高圧ガス保安協会 (以下「協会」という。)が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2・3 「略」

2 「略」

(協会等が行う完成検査の申請等)

第二十二條 前條の規定は、協会が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2・3 「略」

(機器の製造に係る技術上の基準)

第六十四条 法第五十七条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 機器の冷媒設備(一日の冷凍能力が二十トン未満のものを除く。)に係る経済産業大臣が定める容器(ポンプ又は圧縮機に係るものを除く。以下この号において同じ。)

イ 次は、次に適合すること。

イ 次は「略」

リ 突合せ溶接による溶接部は、同一の溶接条件ごとに適切な機械試験に合格するものであること。ただし、当該容器の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める

(機器の製造に係る技術上の基準)

第六十四条 法第五十七条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 機器の冷媒設備(一日の冷凍能力が二十トン未満のものを除く。)に係る経済産業大臣が定める容器(ポンプ又は圧縮機に係るものを除く。以下この号において同じ。)

イ 次は、次に適合すること。

イ 次は「略」

リ 突合せ溶接による溶接部は、同一の溶接条件ごとに適切な機械試験に合格するものであること。ただし、経済産業大臣がこれと同等以上のものと認めた協会が行う試験に合格した場合は、この限りでない。

ものの行う試験に合格した場合は、この限りでない。

又・ル 「略」

二 機器は、冷媒設備について設計圧力以上の圧力で行う適切な気密試験及び配管以外の部分について設計圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う適切な耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、設計圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）に合格するものであること。ただし、耐圧試験にあつては、当該冷媒設備の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものの行う試験に合格し

又・ル 「略」

二 機器は、冷媒設備について設計圧力以上の圧力で行う適切な気密試験及び配管以外の部分について設計圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う適切な耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、設計圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）に合格するものであること。ただし、経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた協会が行う試験に合格した場合は、この限りでない。

た場合は、この限りでない。

三・四 「略」

三・四 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### （施行期日）

1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

### （経過措置）

2 この省令による改正後の冷凍保安規則第七条第一項第六号並びに第六十四条第一号リ及び第二号の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。